

## 評価調書(県総合評価調書)

### 【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

### 1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	<p>島根県農業経営基盤強化基本方針(農業経営基盤強化促進法)及び島根県就農促進方針(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法)に位置づけた法人として、認定農業者等担い手の確保及び育成を、県や市町村との連携のもと積極的に展開しなければならない。</p> <p>この背景の一つには、土地利用型作物の品目横断的経営安定対策や畜産の経営安定対策の導入などWTO農業交渉を踏まえた施策対象の集中化がある。</p> <p>また、農業従事者の高齢化等により優良農地の遊休化・耕作放棄が進んでおり、こうした農地の有効活用を図るべく担い手への集積が不可欠となっている。</p> <p>このため、新規就農者を含めた認定農業者等の確保は本県への定住や農業振興上大きな課題となっており、当該団体は県の施策展開に大きな役割を担っていると言える。</p>	A
組織運営	<p>新規採用の凍結や事務費等の削減等引き続き効率的な組織運営に努めている。</p> <p>また、現在農地集積や担い手の育成・確保に精通した者として職員1名を派遣しているが、プロパー職員に派遣職員が担っている事務等の移管も進めている。</p> <p>-----</p> <p>県の人的関与について</p> <p>重要施策である「担い手の育成・確保」の推進にあたり、当該団体の事業の役割は大きい。このため、当面の間(平成20年度)県と市町村等関係機関との連絡調整ができる県職員を含めた体制とする。</p>	A
事業実績	<p>主要事業である農地保有合理化事業については、当該団体の介入は売買を中心となっており、担い手の安定した経営農地の確保の面では成果があった。しかししながら、近年の主流である貸借は、計画を大幅に下回る実績であるなど、今後の実施・推進方法に課題を残していることから、地域の要望に応じた事業展開が望まれる。</p> <p>また、計画を上回る新規就農者数となった担い手の確保においても、自営就農者に対する貸借(農地あっせん)等と連動した取組も求められる。</p>	B
財務内容	<p>退職者の不補充など、引き続き管理費の削減に努めている。特に今年度は、長期借入金を返済するなど財務状況の改善に努めている。</p> <p>県の財政的関与について</p> <p>補助金については、国庫事業は現状維持とし、県単事業は業務状況や県施策との関連を精査し引き続き見直す。</p>	A

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

### 2. 総合評価

団体の経営評価 報告書における 総合評価について	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
	担い手への農地集積の加速化と予算執行の集中化	担い手ニーズに応じた事業の導入・実施と効率的な組織運営	限られた予算の中で効率的かつ効果的に事業を展開する手法を改めて検討し、実績につなげていくかがポイントとなる。
総合コメント			
<p>WTO農業交渉を踏まえ、平成19年度から品目横断的経営安定対策が開始した。県では、本対策への円滑な加入促進を図るべく、担い手の育成を最重要課題として取り組んできており、当該団体は、担い手の経営面積の確保に係る農地集積に大きな役割と責任を担っている。</p> <p>このため、国の制度を最大限活用した上で必要な支援を県が予算措置をすることとするが、少ないコストで大きな成果があがるよう効率的な事業展開が望まれる。</p>			